

府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業 事業内容

1 事業名

府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業

2 目的

本事業は、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」(以下「ちゅうバス」という。)のワゴンタイプ車両を活用した路線の実証運行(道路運送法第21条(昭和26年法律第183号)第2項の規定(以下「21条許可」といいます。))に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客の運送をいいます。)を行うものです。

3 事業形態

本事業は、本市と「府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業に関する協定」(以下「協定」といいます。)を締結した運行事業者(以下「ワゴン運行事業者」といいます。)が、府中市補助金等交付規則(昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。)及び府中市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱(平成15年5月19日制定。以下「要綱」といいます。)に基づく、補助事業として実施するものです。

4 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、令和9年4月1日以後の事業の継続については、別途本市とワゴン運行事業者との協議の上決定します。

5 運賃

基本運賃

1乗車100円(大人・小人共通) 未就学児無料

支払方法

現金、専用回数券(21枚つづり2,000円)又は交通系電子マネー

その他

ア 東京都シルバーパスその他の割引制度、定期券は使用できません。

イ デジタルチケット等のアプリを活用した割引制度を導入する場合は、別途本市と協議をお願いします。

ウ 本市が指定する停留所において、他のコミュニティバス路線に乗継ぎを希望する者がいる場合は、乗務員が、当日に限り使用可能な乗継券を発行してください。

エ 交通系電子マネーの使用については、本市と協議の上、ワゴン運行事業者において導入可能な機材がある場合に限るものとします。

6 運行車両

車両の準備

本事業に使用する車両は、既存の府中市コミュニティバス運行事業者（以下「バス運行事業者」といいます。）から譲渡される車両を使用します。

この場合においては、必要に応じて、21条許可申請に合わせて事業計画変更申請による国の増車認可を受け、既存の車両数を減らすことなく、21条運行用の車両として増車することができます。

また、車両は、本運行以外のための使用及び第三者への貸与は禁止です。

表 譲渡車両（予定）

| 車種 | 車両サイズ | 座席数 | 車検期限 |
|--------------|--|-----------------------------|--------------------------------------|
| トヨタ ハイエース | 全長 5,380mm 全幅 1,880mm 全高 2,285mm | 乗務員 1名 座席 9名 (車椅子 1名) | 令和 2年 2月 (車検期限) 令和 8年 2月 19日 |
| トヨタ ハイエース | 全長 5,380mm 全幅 1,880mm 全高 2,285mm | 乗務員 1名 座席 9名 (車椅子 1名) | 令和 2年 3月 (車検期限) 令和 8年 3月 2日 |
| トヨタ ハイエース | 全長 5,530mm 全幅 1,880mm 全高 2,285mm | 乗務員 1名 座席 9名 (車椅子 1名) | 令和 2年 12月 (車検期限) 令和 7年 12月 14日 |
| トヨタ ハイエース | 全長 5,530mm 全幅 1,880mm 全高 2,285mm | 乗務員 1名 座席 9名 (車椅子 1名) | 令和 2年 12月 (車検期限) 令和 7年 12月 14日 |

車椅子の乗車時は、2席を折りたたみ、定員 8名とする。

車椅子用パワーリフト付き。

予備車両

ワゴン車両が使用できない期間に用いる予備車両は、次のとおりとします。

- ア よつや苑西循環 で譲渡するワゴン車両（２台目）
- イ 新府中街道ルート・武蔵台循環 事業者が用意するタクシー車両
車両等の管理

車両等の管理については、次のとおりとします。

- ア 車検、法定点検、部品の交換、日常点検（清掃、給油、タイヤ、ワイパー等の軽微な部品の交換・補充を含む。）の適正な実施
- イ 車両の整備記録の記録・保管
- エ 車両の保管場所の用意
- オ 停留所は、既存のコミュニティバス運行事業者が設置するものを使用（維持管理については、本市の補助を受け、ワゴン運行事業者が実施を予定）

7 事業内容

運行開始手続

ワゴン運行事業者は、本市と協議の上、道路運送法第 21 条第 2 項の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客の運送のための許可を受けるものとします。

運行形態

一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送事業（路線定期運行）

運行路線

ア 共通事項

| | |
|------|--------------------------|
| 運行日数 | 365日 |
| 運行時間 | 午前8時頃から午後8時頃まで |
| 車両 | 運行台数1台（乗車定員9人）（予備車両1台程度） |

イ 個別事項

| 路線名 | 運行頻度予定 | 運行本数予定 | 利用者数見込数 |
|----------|--------|--------|---------|
| よつや苑西循環 | 45分間隔 | 16便/日 | 約200人/日 |
| 武蔵台循環 | 60分間隔 | 12便/日 | 約67人/日 |
| 新府中街道ルート | 90分間隔 | 8便/日 | 約93人/日 |

ウ 路線図及びダイヤ

別紙「府中市コミュニティバス(ワゴンタイプ)路線図及び時刻表(案)」

のとおりとします。なお、路線及び時刻表については、本市及び関係行政機関との協議状況に応じて変更する場合があります。

応援車両の対応

ワゴン運行事業者は、ワゴン車両に利用者が乗り切らない場合は、乗務員からの連絡を受け、タクシーなどの応援車両を停留所まで手配します。

応援車両を手配する台数、方法等については、市と協議の上決定します。

なお、応援車両の運賃はワゴン車両の運賃と同額とし、市は、メーター料金から運賃を除いた額を補助金として交付します。

補助事業に係る手続

ワゴン運行事業者は、規則及び要綱に基づき、毎年度次に掲げる手続を行う必要があります。

ア 補助金の交付要望

運行事業を実施する前年度の9月30日までに、規則第3条に基づき補助金の交付の要望を行います。

イ 補助金の交付申請等

運行事業を実施する年度の4月1日までに、規則第6条及び要綱第5に基づき補助金の交付の申請を行います。

市は、申請に対し、調査等を行い適正と認めたときは、規則第7条に基づき補助金の交付決定の通知を行います。

ウ 補助金の実績報告等

運行事業を実施する年度の3月31日までに、規則第11条及び要綱第8に基づき、補助金の実績報告を行います。

市は、実績報告に対し、調査等を行い適正と認めたときは、要綱第9に基づき補助金額の確定を通知します。

エ 補助金の請求等

補助金の交付確定通知を受けたときは、要綱第10に基づき補助金の請求を行います。

市は、補助金の請求があったときは、要綱第10第2項に基づき補助金の支払いを行います。

オ その他

その他必要に応じて規則及び要綱に基づく手続があります。

利用者数等の報告

ア 利用者数の集計

便ごとの乗車人数を集計し、便別乗車人員集計表を作成します。

イ 利用状況報告

毎月の利用者数、運賃収入について利用状況報告書を作成し、アの便別乗車人員集計表と合わせて、市が別に定める日までに提出します。

ウ 運行状況・事故報告

経路誤り、大幅な遅延、事故等の発生により、運行計画に定めた運行ができない場合は、速やかに市に連絡し、別に定めるところにより報告書を提出します。

運行管理

ア ワゴン運行事業者は、運行管理者を置き、市と協議の上、適切に運行管理を行います。

イ 運行管理者は、運転手に乗務開始前点呼を実施し、疾病、疲労等の心身状況を確認するとともに、運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの確認を行い、外観的健康状態、体温及び服装を観察して、サービスの適否を判断します。

ウ 運行管理者は、運転手に対し、常務終了後点呼を実施し、運行、道路、車両、旅客等の状況について報告を受けます。

エ ワゴン運行事業者は、運行の安全を確保するための指導を行います。

8 管理体制

利用者対応

利用者からの問合せに誠実かつ丁寧に対応を行います。なお、苦情については、ワゴン運行事業者において適切に処理し、その内容及び対応を市に書面で提出します。

遺失物対応

車内の遺失物に関する一切の取扱いについては、ワゴン運行事業者の責任で行います。

緊急対応

緊急時の対応については、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに代替りの車両を配車し、市に連絡します。

その他

上記のほか、乗降客の安全確保、移動制約者の乗降補助、料金徴収・管理、社内案内アナウンス、車両清掃、事業期間中の運行に係る備品の補完・管理、

運輸局への申請業務、府中市地域公共交通協議会への出席等、運行に必要な業務一切を行うものとします。

9 損害賠償

ワゴン運行事業者は、本事業の実施に当たり、事業者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。

このため、ワゴン運行事業者は、営業用乗用自動車に対応した自動車損害賠償責任保険、任意保険に加入するほか、自己の責任において賠償責任に対応できる体制を整えておく必要があります。

10 その他

疑義の解釈

本事業内容に疑義が生じた場合、ワゴン運行事業者は、疑義の解釈及び疑義に係る事業内容の細目について市と調整するものとします。

関係書類の整備及び貸与

ワゴン運行事業者は、本事業に関する関係書類を備え、市との協議ができるよう整備し、必要に応じて、市に貸与します。

市は、資料を厳重に管理・保管するとともに、貸与の目的を達した後は、速やかに返却します。

秘密の保持

ワゴン運行事業者は、本事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らすことはできません。また、本事業内容の処理によって得られた成果を市の承諾なしに他人に閲覧させ、又は譲渡することはできません。

法令の遵守

運行管理者は、労働基準法をはじめ、関係法令を遵守し、本事業を実施しなければなりません。